

議案第92号

みやき町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について

みやき町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年12月 5日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が公布されたことに伴い、みやき町空家等対策協議会条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

みやき町空家等対策協議会条例（平成29年みやき町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第3条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)            第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、みやき町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)            第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。            (1) <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。            (2) (略)</p> <p>(組織)            第3条 (略)            2 町長を除く委員は、<u>法第7条第2項</u>に規定する者のうちから、町長が委嘱する。</p>	<p>(設置)            第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、みやき町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)            第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。            (1) <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。            (2) (略)</p> <p>(組織)            第3条 (略)            2 町長を除く委員は、<u>法第8条第2項</u>に規定する者のうちから、町長が委嘱する。</p>